プラーク訪問看護 重要事項説明書 (医療保険)

2024年6月1日より施行

1. 訪問看護事業者の概要

名称	株式会社Plark				
代表者名	代表取締役 田﨑 竜一				
所在地•連絡先	住所 〒065-0025				
	北海道札幌市東区北25条東16丁目2-6				
	電話 011-699-6091				
業務概要	・訪問看護ステーションの運営				
	・在宅高齢者向け生活支援サービス				

2. 事業所の概要

事業所名	プラーク訪問看護ステーション
所在地•連絡先	住所 〒063-0031
	北海道札幌市西区西野1条1丁目10-26
	オークヒルズ89 105号
	電話 011-699-6091
事業所番号	0160490728
管理者氏名	佐藤 明日香
サービス実施地区	西区全域、手稲区・北区・中央区の一部

3. 事業所の職員体制 ※2024年6月1日時点

従業員 <i>0</i>) 職 種	人数	区分		備考
		(人)	常勤	非常勤	
管理者(看護師)	1	1	0	
訪問従	看護師	6	6	0	
業員	理学療法士	6	6	0	
	作業療法士	2	2	0	
	言語聴覚士				
	事務	2	1	1	

4. 営業時間・営業日

月曜日 ~ 金曜日 8:30 ~ 17:30

※土・日、祝日、年末年始は休業

5. 料金

事業者から提供を受ける訪問看護サービスが医療保険の適用を受ける場合、健康保険法で定められた費用をお支払いいただきます。お手持ちの健康保険証、公費負担割合証などにより自己負担の額が異なります。また、医療保険の適用を受けていない場合は全額の利用料のお受けします。

※表記はすべて円

1) 訪問看護等サービスの基本料金

訪問1回に対して、基本療養費と管理療養費を合わせた金額が基本料金となります。管理療養費は月の初日の 訪問と2日目以降で料金が異なります。

		全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費I	週3日まで	5,550	555	1,110	1,665
	週4日以降	6,550	655	1,310	1,965
	リハビリ	5,550	555	1,110	1,665
	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケア の専門研修を受けた看護師の場合	12,850	1,285	2,570	3,855
基本療養費Ⅱ	同一建物居住者で同一日に2人訪問	5,550	555	1,110	1,665

	週3日まで				
	同一建物居住者で同一日に2人訪問 週4日以降	6,550	655	1,310	1,965
	同一建物居住者で同一日に3人以上訪問 週3日まで	2,780	278	556	834
	同一建物居住者で同一日に3人以上訪問 週4日以降	3,280	328	656	984
	同一建物居住者で同一日に2人訪問リハビリ	5,550	555	1,110	1,665
	同一建物居住者で同一日に3人以上訪問リハビリ	2,780	278	556	834
基本療養費Ⅲ	※外泊中の訪問看護利用	8,500	850	1,700	2,550
管理療養費1	月の初日の場合	13,230	1,323	2,646	3,969
管理療養費2	月の初日の場合	10,030	1,003	2,006	3,009
管理療養費3	月の初日の場合	8,700	870	1,740	2,610
1から3以外の 場合	月の初日の場合	7,670	767	1,534	2,301
管理療養費1	月の2日目以降	3,000	300	600	900
管理療養費2	月の2日目以降	2,500	250	500	750

[※]リハビリのみの介入の場合、1か月に1度、看護師訪問(30分)が必要となります。

2) 訪問看護基本療養費の加算

①難病等複数回訪問加算

難病等の利用者に対して、1日に複数回の訪問看護を行った場合に算定します。1日で2回目以降のサービスには前述の基本料金がかからず、以下の加算が発生します。

		全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回(同一建物2名以下)	4,500	450	900	1,350
	1日2回(同一建物3名以上)	4,000	400	800	1,200
	1日3回以上(同一建物2名以下)	8,000	800	1,600	2,400
	1日3回以上(同一建物3名以上)	7,200	720	1,440	2,160

②緊急訪問看護加算

利用者様や家族様等からの要請を受けて計画外の訪問を行った時に算定します。

		全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
 緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650	265		795
	月15日目以降	2,000	200	400	600

③長時間訪問看護加算

特別な管理を必要とする利用者様に対して、1時間30分を超えて訪問看護を提供した際に算定します。

	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
長時間訪問看護加算	5,200	520	1,040	1,560

④夜間早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算

午後6時~翌午前8時までの時間帯に指定訪問看護を行った際に算定します。

		全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
夜間早朝訪問看護加算	18時~22時まで、6時~8時まで	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算	22時~6時まで	4,200	420	840	1,260

⑤複数名訪問看護加算

1人で看護を行うことが困難な利用者に対して、同時に複数名で訪問した場合に算定します。

			全額負担	1割	2割	3割
複数名訪問	看護師、保健師、助産師、理学療法士、	同一建物2人	4,500	450	900	1,350
看護加算	作業療法士、言語聴覚士と同行	同一建物3人以上	4,000	400	800	1,200

光手滋味に同 に	同一建物2人	3,800	380	760	1,140
准看護師と同行	同一建物3人以上	3,400	340	680	1,020
その他職員と同行	同一建物2人	3,000	300	600	900
ての心戦員と向打	同一建物3人以上	2,700	270	540	810
その他職員と同行	同一建物2人	3,000	300	600	900
【厚生労働大臣が定める場合】1日1回	同一建物3人以上	2,700	270	540	810
その他職員と同行	同一建物2人	6,000	600	1,200	1,800
【厚生労働大臣が定める場合】1日2回	同一建物3人以上	5,400	540	1,080	1,620
その他職員と同行	同一建物2人	10,000	1,000	2,000	3,000
【厚生労働大臣が定める場合】1日3回	同一建物3人以上	9,000	900	1,800	2,700

※厚生労働大臣が定める場合:末期の悪性腫瘍、神経難病等、特別管理加算の対象者、特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる、身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる、その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合

3) 訪問看護管理療養費の加算

①24時間対応体制加算

利用者様やその家族様等からの電話等による連絡や相談に常時対応でき、必要に応じて緊急時の対応を行う契約を結んだ際に算定いたします。

	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	6,800	680	1,360	2,040

②特別管理加算

訪問看護において特別な管理を必要とするお客様(厚生労働大臣が定める状態にあるお客様に限ります)には、計画的な管理をおこないます。利用料は1ヶ月単位で、基本料金に下記特別管理加算を1回算定させていただきます。

特別管理加算(Ⅰ)	全額負担		2割負担	3割負担	
	5,000	500	1,000	1,500	
・在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態					
特別管理加算(Ⅱ)					
	2,500	250	500	750	

- ·在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理
- 、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を越える褥瘡の状態
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料の算定を受けている状態
- *理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のみの訪問のお客様は、特別管理加算はかかりません。

③退院支援指導加算

保険医療機関から退院する利用者様に、退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合に算定します。

THIS ENGLISH THE PROPERTY OF T						
		全額負担	1割負担	2割負担	3割負担	
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の 訪問の場合	8,400	840	1,680	2,520	
	上記以外の場合	6,000	600	1,200	1,800	

※長時間の訪問を要する者に対して指導を行った場合にあっては、1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合または複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合に限ります。

4)専門管理加算

緩和ケア、褥瘡ケアもしくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

		全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
専門管理加算	専門研修を受けた看護師が計画的 な管理を行った場合	2,500	250	500	750
	特定行為研修を修了した看護師が 計画的な管理を行った場合	2,500	250	500	750

⑤在宅患者連携指導加算

訪問診療を実施している医療機関、訪問歯科診療を実施している医療機関、訪問薬剤管理指導を実施している 調剤薬局等の医療関係職種間で、月2回以上、文書により情報共有を行い、利用者様・家族様に対して指導を 行った場合に算定します。

	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
在宅患者連携指導加算	3,000	300	600	900

⑥在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで)

在宅で療養している利用者の状態の急変や診療方針の変更等の際、カンファレンスを行い、適切な診療方針を立てること、診療方針の変更についての情報共有を行った場合に算定します。

	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000	200	400	600

⑦看護•介護職員連携強化加算

喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援した場合に算定します。

	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
看護·介護職員連携強化加算	2,500	250	500	750

⑧退院時共同指導加算

病院等から退院・退所する利用者に、入院していた病院等の医師やスタッフと共同して指導を行った倍に算定します。

	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
退院時共同指導加算	8,000	800	1,600	2,400

⑨特別管理指導加算

退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特定の状態にある利用者に対して退院時共同指導を行う時に 算定します。

	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
特別管理指導加算	2,000	200	400	600

⑩訪問看護医療DX情報活用加算

看護師等(准看護師を除く)がオンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護医療DX情報活用加算	50	5	10	15

①訪問看護ターミナルケア療養費

主治医との連携の下に、終末期の看護を提供した場合に算定します。

訪問看護ターミナルケア療養費1は、在宅で死亡した利用者または、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者のうち看取り介護加算等を算定していない利用者に対してターミナルケアを行うことで算定します。

訪問看護ターミナルケア療養費2は、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者で、看取り介護加算等を算定している利用者に対してターミナルケアを行うことで算定します。

	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護ターミナルケア療養費(1)	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費(2)	10,000	1,000	2,000	3,000

⑩訪問看護情報提供療養費

利用者の同意を得て、市町村・都道府県や保育所等、保険医療機関等に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定します。

	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護情報提供療養費	1,500	150	300	450

(3)訪問看護ベースアップ評価料

訪問看護ステーションに勤務する看護職員やその他の医療関係職種の賃金の改善を実施する場合に算定します。

	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護ベースアップ評価料	780	78	156	234

4) その他の料金

交通費(例外)	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費(自動車使用)	100円/km
交通費(例外)	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費(公共の交通機関使用)	実費
複写物	実施記録の複写物交付	100円/枚
時間超過	訪問看護時間が90分を超えた場合(保険適用とならない場合)	5,000円/30分毎
領収書再発行代	領収書を紛失された場合。領収書は再発行いたしかねますので、大切に 保管してください。	1,000円
死後の処置料	利用者様・ご家族様の意向があれば実施いたします	11,000円(税込)
訪問看護指示料	訪問看護を実施するにあたり、医療機関より訪問看護指示書をいただく際に、お客様より医療機関にお支払いいただきます。お支払いは受診時などにお支払いとなります。	300円(非課税)

6. お客様負担金のお支払い

1) 支払い方法

お支払いは口座振替でお願い致します。銀行・郵便口座の口座振替がご利用いただけます。

詳細は、別紙をご参照ください。

※申し込みが初回の引き落としに間に合わない場合は、引落の手配が完了するまでは口座振り込みか現金払いにてお願いする場合がございます。恐れ入りますが、お振込に要する手数料はお客様のご負担となります。

■口座振替の収納代行会社情報

収納依頼企業名:株式 エス・エム・エス

料金等の種類:医療サービスおよび付随する費用

収納代行会社名:三井住友カード株式会社

※口座振替は弊社Plarkがエス・エム・エスに依頼し、エス・エム・エスが三井住友カード株式会社を通じて集金する形です。

■振込先口座情報

銀行名:ゆうちょ銀行 九〇八支店 普通預金 5641125

(金融機関コード:9900 店番:908)

フリガナ:カ)プラーク 口座名義:株式会社 Plark

2) 領収書

入金確認後に発行いたします。尚、再発行は致しませんので大切に保管して下さい。

7. キャンセル

- 1) サービスの利用をキャンセルする際には、すみやかに下記の連絡先までご連絡ください。連絡先の電話番号:011-699-6091
- 2) お客様の都合でサービスをキャンセルする場合には、サービス利用日の前日(前日が土日祝日の場合は前営業日)の17時30分までに事務所までに事務所までご連絡ください。緊急携帯への連絡ではキャンセルの手続きは致しかねますのでご注意下さい。前述の時間を過ぎてのキャンセルは、お客様負担金の100%相当額(但し、利用者負担割合が0%の場合にはサービス費用総額の10%に相当する額)のキャンセル料を申し受けさせていただきます。ただし、お客様の容態の急変など、やむ得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

8. 緊急時の対応について

1) 通常契約のお客様

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。営業時間外の、夜間や休日等に容態の急変等、緊急のケースが発生した場合に備えて、あらかじめ担当スタッフに緊急時の対処についてよくご相談ください。

2) 緊急時連絡対応体制のご契約のお客様

訪問看護(看護師による訪問)をご利用のお客様は、ご容態とご要望に応じて、緊急時連絡対応のご契約ができます。ご契約いただいたお客様には、緊急時の連絡先、携帯電話の番号をご案内いたします。契約にあたりましては、担当スタッフとご相談の上、ご決定ください。

<緊急時対応体制についてのご注意点>

- ・当事業所の職員が当番制で対応します。病状によっては医療機関への救急受診が必要になる場合もございます。状況に応じて対応させていただきます。
- ・緊急時に使用する電話に掛かってきた電話には、看護師以外の職員が対応する場合があります。
- ・看護師との直接のやり取りや、緊急の訪問が必要と判断された場合は、電話を受けた職員が速やかに、看護師に連絡を行い、看護師より利用者様、ご家族様に直接連絡を行います。
- ・看護師以外の職員が対応する場合としては、誤って緊急電話に掛かってきた日程変更のお電話や、看護師の対応を要さない体調確認・報告などを想定しています。
- ・体調不良など看護師の対応が必要な場合は、必ず看護師が対応しますので、ご安心下さい。
- ・看護師以外の職員が利用者様、ご家族様からの電話を受けた場合はマニュアルに沿って対応します。
- ・看護師以外の職員が緊急時の電話対応を行う日は、看護師に周知しています。
- •看護師以外の職員が受けた連絡や相談内容は、看護師に報告し、看護師がその内容を訪問看護記録書に記録します。
- ・夜間・深夜の定期訪問サービスはございません。
- ・緊急時の連絡先を記したA4ラミネートの裏面も、充分にご確認下さい。

9. 事故発生時の対処法について

サービス提供中に、事故が発生した場合には、速やかにお客様のご家族等緊急時連絡先に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 1 お客様がけがをされた場合、けがの状態、現場状況等を確認し、状況に応じて、救急隊、主治医、居宅支援事業者等へ連絡し、必要な対処をいたします。
- 2 物損事故が発生した場合、お客様のけがの状況、破損物の状況や程度を確認し、追って破損物写真 撮影等にお伺いし、必要な対処をいたします。
- 3 訪問にあたり、担当スタッフ自身がけがをしてサービス状況に支障が出た場合は、振り替えやお休み 等、お客様とご相談のうえ、適宜対応いたします。

10. 個人情報の取り扱いについて

事業者は、お客様へのサービスを実施するにあたり、下記のとおり個人情報の提供を行います。

- 1 主治医やケアマネージャー等へ「訪問看護計画・報告書」を毎月提出
- 2 保険者へ「居宅サービス介護給付費明細書」を毎月提出
- 3 医療機関または介護保険施設に入所される際に「訪問看護サマリー」を提出
- 4 サービス担当者会議における情報提供
- 5 お客様の体調やサービス実施状況等、サービス提供に関連した個人情報についての電話やFAXなどによる連絡 等

11. 事業所の運営方針

1 事業の目的

訪問看護ステーションの看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、疾病やけが等によりご家庭において、継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めたお客様に対し、適切な訪問看護等サービスを提供することを目的とします。

2 運営方針

従業員は、お客様の心身の特性を踏まえて、可能な限りご自宅において、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を目指して支援いたします。また、サービスの実施に当たって

は、居宅介護支援事業所、関係行政機関、地域保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

12. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当社でのサービスに関する相談や苦情は、次の窓口で対応します。

プラーク訪問看護ステーション	所在地 〒063-0031		
(受付窓口:代表取締役 田﨑 竜一)	北海道札幌市西区西野1条1丁目10-26		
	オークヒルズ89 105号		
	電話番号(011)699-6091		
	FAX番号(011)699-6092		
	E-mail plarkhnc@gmail.com		

■ 次の公的機関においても相談ができます。

札幌市保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課	所在地 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所庁舎3階 電話番号(011)211—2972
	時間:8時45分~17時15分(平日のみ)
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号(011)231—5175 時間:9時00分~17時00分(平日のみ)
高齢者・障害者生活あんしん支援センター (あんしんセンター)	所在地 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階 電話番号(011)632—0550 時間:9時00分~17時00分(平日のみ)

13. お客様へのお願い

後期高齢者医療被保険者証等の更新があった場合には、コピーを一部ご提出願います。